

大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

大磯町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大磯町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月13日提出

大磯町長 中 崎 久 雄